

平成25年6月14日

麻生財務、金融大臣（損保係）

FAX 03-3506-6115

損保各位

FAX 011-271-1328, 011-272-0003

011-251-5894, 011-231-6476

011-221-6137, 011-728-1644

最高裁、札幌高検

FAX 03-3264-5691, 011-222-7357

北海道新聞社報道部（旭川支局、加藤木記者）

FAX 011-222-5556, 0166-21-2517

損保犯罪被害者の会

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) HAハウスリメイク 山本弘明

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504

@国策金融泥棒制度のなぞり犯罪で” 苫前農協は、有印私文書偽造、行使による顧客の預金窃盗証拠を破棄し” 損害保険から被害の一定額を填補させています、こんな損害保険支払いは犯罪でしょう

1、以前から損保各位にも調査結果を伝達し続けた、苫前農協での顧客の預金窃盗事件、阿部由香さんが（道新記事による）別件で逮捕され（架空口座を開設した、有印私文書偽造、行使の罪での別件逮捕）実際の取調べは「顧客の預金を、農協職員の立場を利用し、盗んだ筈、との取調べ、明らかに刑事訴訟法違反捜査、逮捕、拘留、取調べ、報道です」と言う事件のその後ですが、先月29日付道新33面に現在の状況が載りました。

2、「彼女は” 一切物証も無いのだから、農協で破棄したから、犯人が彼女か、不明ですから、当然不起訴処分だった」「苫前農協は” 顧客の預金を盗んだ犯人が作成、行使した、預金解約、引き出し書類を破棄して、犯罪者を正しく証明する証拠を抹殺しながら、証拠隠滅罪ですを行い”（私が農協に電話して確認済み、国策預金窃盗制度の踏襲行為）損害保険から盗まれたと申告した1,100万円以上の金の内、1,000万円の保険支払いをさせていました。この保険請求、支払いは、重大な犯罪行為でしょう” 故意に預金を盗んだ証拠の文書を破棄しての請求” とはしていない筈ですし、そんな申告で保険支払いすれば損保が犯罪になるでしょう」

3、損保各位は、法曹権力、警察、行政、マスコミ犯罪、金融国策窃盗制度のからくりは、もう私からも実例証拠も添えて伝達、公開済みなので、阿部さんの事件の意味、経緯から含めて十分理解出来ますよね” そもそも、差し押さえと称して金融機関、保険会社に、行政、裁判官、弁護士は、顧客の預金を、保険積立金を、有印私文書偽造、行使に手を染め盗み、振り込み料金を差し引いて窃盗資金を差し出させている。この有印私文書偽造、行使国策犯罪を隠す為、行員、保険会社職員がこの犯罪手続きに便乗した場合も含め、有印私文書偽造、行使文書は隠蔽、破棄せよ”として有る。この手続きの踏襲が、農協にもあった結果です「法律上刑事訴訟法で処断されるべきは、農協ですし、国家権力、預金泥棒国家権力ですよ」

4、この事件の経緯、報道でも、重大な人権犯罪も発生しています。

「彼女、ないし別の職員が犯人との証拠は、農協によって、国策金融泥棒制度の踏襲によって失われているのに、別件で逮捕、拘留して自白を強要し続けた。自白さえ取れば有罪に落とせると言う、旧来からの司法の手口」

「この事件内容で、彼女が犯人と、実名、実住所で報道し続けた、魔女狩りです、事実として彼女が犯人、と社会的に決定させた報道です」「不起訴処分なのに、農協の弁護士は”不起訴は疑問、等人権犯罪法曹権力集団らしいテロを重ねている”」

「刑事、民事事件共に、農協、国家権力金融泥棒制度の実際から隠し、犯罪者を証明する証拠を破棄した事実を知りながら、彼女が犯人に違いないと、思い込みで決め付けて通しに走っている」

損保各位が弁護士、検事、裁判官、警察と結託し、私を含めた多くの保険請求者、被害者に重ねて来ている、冤罪制度と同様です。

5、当然ながら道新記者には、この調査内容、事実、人権とは、から伝わりません。損保各位職員は、思考力から段違いですから、この事件内容、記載内容も、今では理解出来ますから、金融泥棒制度の先に「損害保険金支払いを行ってもいい、こうして種々公開証明された意味も分かりますよね、自賠責、任意自動車保険詐欺と構図は同種ですよ、法曹三者、警察、マスコミ、行政と結託して、不都合な人間を冤罪に落とし、損保犯罪制度等を守っている事実との同一性も十分理解していますでしょう」

どんなに巨大な権力がぐるになり、組織テロ犯罪を行っても、犯罪は露見しますよ、正業に向かって業務改善して下さい、法曹権力と結託して、冤罪を成功させる人権犯罪も止めるべきです。

6、東京海上日動、損保ジャパン、三井住友は「今後も除雪、土木請負工事事故で、偽装交通事故で警察、司法と連携し、処理し、自賠責、任意自動車保険詐欺を行い続ける方針のようです、貴重な事実ですから伝達します”是非多数で利用すべき国策自動車保険詐欺ですから、司法、行政から利用し続けている、脱法制度ですから多くの国民も利用すべきですよね”」

平成25年7月3日

那須塩原塩役所

戸籍住民課、鈴木課長

TEL 0287-62-7131

FAX 0287-62-7222

札幌市役所

戸籍住民課、辰野課長

TEL 011-211-2296

FAX 011-218-5191

竹崎最高裁長官

FAX 03-3264-5691

損保犯罪被害者の会

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) HAハウスリメイク 山本弘明

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504

栃木県那須塩原市鍋掛1087-817

石川 博

TEL, FAX 0287-64-1322

@住基カードの適法使用に、住基カード当事者と偽り、当事者の預金、保険積立金を、金融機関、保険会社と共犯になり盗む手法も、警察、司法、行政が公認して作られ、実行されています、この住基カード使用方法の合法根拠を答えて下さい

1、貴殿等には口頭で伝えて有りますが、今般、栃木県にて、栃木県太田原市在住 石川孝子が、孝子の夫皖一の実母石川絹枝が平成22年4月15日、午前3時31分に死去（別紙1参照）後、絹枝の預金通帳、保険積み立て証券、印鑑、住基カードを絹枝が一人暮らししていた自宅から盗み出し、ゆうちょ銀行野崎出張所、黒磯支店、栃木銀行大田原支店、あいおいニッセイ同和損保 阿久津保険代理店と共謀し、絹枝の住基カードを身分証に用い絹枝に成り済まして、絹枝の氏名、押印を孝子が偽造し、盗んだ印鑑を押印し、まんまと絹枝の金融資産を盗んだ事件が有りまして、この犯罪も、栃木県警、那須塩原警察署、生沼司令他、法曹三者、国税、財務省が、全て適法な犯罪である、と公式に追認を行って有りました。

2、しかし、この国策犯罪、金融資産泥棒事件で、ゆうちょ、とちぎん、あいおいニッセイ同和損保は、警察、法曹三者、国の機関と共謀し、孝子が絹枝の住基カードを身分証明に使用した事実を隠匿し続けて来ました。

3、しかし今般、当方が石川孝子と夫皖一による絹枝の遺産泥棒犯罪を、脱税の面で、那須塩原市に告発した事で、皖一、孝子に不都合が生じたらしく「別紙一式書類の通り、JA高久支店に有った絹枝の預金も、実は絹枝死去の翌日、同じ手口で盗んであった、四分の一を渡す」と連絡が来て、JA高久支店に確認を行い、この犯罪に用いた書類一式（別紙2～5）を見せられ、彼らが警察、司法、行政の加担を得て、この犯罪を成功させる為に、住基カードを絹枝が自分の金融資産を、自分の死後自分で金融機関、保険会社に出向き、預金引き出し、解約書類、保険契約解約書類を書いて金融資産を自分が得た、と見せ掛ける証明書に用いても居た事実を、正しく知りました。

4、ゆうちょ、とちぎん、あいおいニッセイ同和損保、栃木県警、法曹権力、金融庁、財務省は、皖一と孝子による、遺産、金融遺産のこの手を用いての窃盗を、国の闇で行い通している適法制度と、刑事事件で、民事訴訟で公認し、しかし、孝子が絹枝の住基カードを、絹枝に成り代わる証明書に使用した事実を、今まで民事、刑事事件に於いて隠匿して来たので、今回、JAから、住基カードの悪用事実、証拠を見せられ、孝子にこうやって絹枝の預金を盗み出させました、と証拠書類を渡されるまで、この犯罪を知らず、証明出来なかったのです。

5、答えて頂く必要が有る事項は「この孝子による警察、法曹三者、国の機関が公式に認め、手掛けさせて適法犯罪で通している、住基カードの適法使用方法、他者の住基カードを使用すれば、住基カード当事者に、適法に成り代わって通る法的根拠を答えて頂く必要が、必ずある事です」

当然、今後状況により、民事訴訟も、孝子、農協、那須塩原市役所、総務省相手に起こし、この住基カードの悪用制度の正しさを確定もさせようと考えていますし、法律に、この成り代わり住基カード使用方法を明記させねばなりません。必ず一週間以内に、那須塩原市、札幌市で、公文書によるこの住基カードの正しい使用に付いての、適法根拠理由を記載した回答を出して下さい。

本人確認記録書 (個人・法人)

平成 22 年 4 月 16 日

別紙 2

お 客 様	フリガナ	石川 モチエ	生年月日	大(昭)平 3 年 3 月 20 日
	氏名・名称	石川 絹枝	顧客番号	00662145
	住所・所在地	那須塩原市東栄二丁目 6 番		
取 引 担 当 者	フリガナ		生年月日	大・昭・平・年 月 日
	氏名・名称		お客様との関係	
	住所・所在地			
通称 (その理由)				

貯金・定期積金	貸出・市場性金融商品	大口現金等の取引	その他
①口座開設	⑤貸出契約の締結	⑨入金・出金・解約(200万円超)	⑬貸金庫の貸与
②定期性貯金の受入	⑥国債等窓販野取引	⑩両替取引(200万円超)	⑭その他(具体的な取引内容)
③定期積金契約の締結	⑦投信窓販の取引	⑪振込・外国送金(10万円超)	定積中解
④財形貯蓄契約の締結	⑧外貨預金契約の締結	⑫窓口収納(10万円超)	
口座番号・契約番号等取引を検索する番号等		04607786	

(注) 1 該当取引の種類番号項目に○を記入する。なお、いずれにも該当しない場合には⑭その他欄に具体的な取引内容を記入する。

本人確認方法	①来店受付・窓口確認 ②来店受付・窓口、郵送確認 ③郵送受付・郵送確認		
(来店・郵送) 受付日・時刻	平成 22 年 4 月 16 日 () 時 分	(注) 2 (①の場合は確認日時も兼ねる)	
(②・③の場合) 書類等送付日	平成 年 月 日 ()		
お 客 様	本人確認書類 (注) 3	①運転免許証 ②国民健康保険被保険者証 ③国民年金手帳 ④住民基本台帳カード ⑤外国人登録証明書 ⑥旅券 ⑦登記事項証明書(登記簿謄本・抄本) ⑧印鑑証明書 ⑨その他 ()	
	補完証明書 (注) 5	記番号等特定する事項 (注) 4	
取 引 担 当 者	本人確認書類 (注) 3	①本人確認書類 () ②国税・地方税の領収証書または納税証明書 ③社会保険料の領収証書 ④公共料金の領収証書 ⑤その他 ()	
	補完証明書 (注) 5	①運転免許証 ②国民健康保険被保険者証 ③国民年金手帳 ④住民基本台帳カード ⑤その他 ()	
在留期間の確認 (注) 6	記番号等特定する事項 (注) 4		
	①本人確認書類 () ②国税・地方税の領収証書または納税証明書 ③社会保険料の領収証書 ④公共料金の領収証書 ⑤その他 ()		

(注) 2 本人確認書類の写しを添付する場合は、受付(確認)時刻の記入は不要。

(注) 3 本人確認書類は、原本の提示を受ける。ただし、本人確認方法が「③郵送受付・郵送確認」の場合のみコピーでも可。

(注) 4 「記番号等特定する事項」欄は、本人確認書類の写しを添付できない場合に、本人確認書類の記番号等を記入する。

(注) 5 「補完証明書」欄は、補完証明書の提出を受けた場合に記入する。

(注) 6 「在留期間の確認」欄は、在留期間等の確認を行った場合に、旅券または許可書の名称、発行・発給日付、記番号等を記入する。

その他 (変更・追加等)	
-----------------	--

本人確認・作成者	捺印

(取引終了後10年間保存)

別紙3

住民基本台帳カード

栃木県
那須塩原市

2020年3月20日現在有効

生年月日 昭和34年3月20日 性別 女

氏名 石川 結城

住所 栃木県那須塩原市東栄二丁目6番26号

連絡先 那須塩原市役所市民課



平成25年6月14日

麻生財務、金融大臣（損保係）

FAX 03-3506-6115

損保各位

FAX 011-271-1328, 011-272-0003

011-251-5894, 011-231-6476

011-221-6137, 011-728-1644

最高裁、札幌高検

FAX 03-3264-5691, 011-222-7357

北海道新聞社報道部（旭川支局、加藤木記者）

FAX 011-222-5556, 0166-21-2517

損保犯罪被害者の会

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) HAハウスリメイク 山本弘明

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504



@国策金融泥棒制度のなぞり犯罪で” 苫前農協は、有印私文書偽造、行使による顧客の預金窃盗証拠を破棄し” 損害保険から被害の一定額を填補させています、こんな損害保険支払いは犯罪でしょう

1、以前から、損保各位にも調査結果を伝達し続けた苫前農協での顧客の預金窃盗事件、阿部由香さんが（道新記事による）別件で逮捕され（架空口座を開設した、有印私文書偽造、行使の罪での別件逮捕）実際の取調べは「顧客の預金を、農協職員の立場を利用し盗んだ筈、との取調べ、明らかに刑事訴訟法違反捜査、逮捕、拘留、取調べ、報道です」と言う事件のその後ですが、先月29日付道新33面に現在の状況が載りました。

2、「彼女は” 一切物証も無いのだから、農協で破棄したから、犯人が彼女か、不明ですから当然不起訴処分だった」「苫前農協は” 顧客の預金を盗んだ犯人が作成、行使した、預金解約、引き出し書類を破棄して、犯罪者を正しく証明する証拠を抹殺しながら、証拠隠滅罪です、を行い”（私が農協に電話して確認済み、国策預金窃盗制度の踏襲行為）損害保険から、盗まれた、と申告した1,100万円以上の金の内、1,000万円の保険支払いをさせていました。この保険請求、支払いは、重大な犯罪行為でしょう” 故意に預金を盗んだ証拠の文書を破棄しての請求” とはしていない筈ですし、そんな申告で保険支払いすれば、損保が犯罪になるでしょう」

3、損保各位は、法曹権力、警察、行政、マスコミ犯罪、金融国策窃盗制度のからくりは、もう私からも、実例証拠も添えて伝達、公開済みなので、阿部さんの事件の意味、経緯から含めて、十分理解出来ますよね”そもそも、差し押さえと称して金融機関、保険会社に、行政、裁判官、弁護士は、顧客の預金を、保険積立金を、有印私文書偽造、行使に手を染め盗み、振り込み料金を差し引いて窃盗資金を差し出させている、この有印私文書偽造、行使国策犯罪を隠す為、行員、保険会社職員がこの犯罪手続きに便乗した場合も含め、有印私文書偽造、行使文書は隠蔽、破棄せよ”として有る、この手続きの踏襲が、農協にもあった結果です「法律上刑事訴訟法で処断されるべきは、農協ですし、国家権力、預金泥棒国家権力ですよ」

4、この事件の経緯、報道でも、重大な人権犯罪も発生しています「彼女、ないし別の職員が犯人との証拠は、農協によって、国策金融泥棒制度の踏襲によって失われているのに、別件で逮捕、拘留して、自白を強要し続けた、自白さえ取れば有罪に落とせると言う、旧来からの司法の手口」「この事件内容で、彼女が犯人と、実名、実住所で報道し続けた、魔女狩りです、事実として彼女が犯人、と社会的に決定させた報道です」「不起訴処分なのに、農協の弁護士は”不起訴は疑問、等人権犯罪法曹権力集団らしいテロを重ねている”」「刑事、民事事件共に、農協、国家権力金融泥棒制度の実際から隠し、犯罪者を証明する証拠を破棄した事実を知りながら、彼女が犯人に違いない、と、思い込みで決め付けて通しに走っている」損保各位が弁護士、検事、裁判官、警察と結託し、私を含めた多くの保険請求者、被害者に重ねて来ている、冤罪制度と同様です。

5、当然ながら道新記者には、この調査内容、事実、人権とは、から伝わりません。損保各位職員は、思考力から段違いですから、この事件内容、記載内容も、今では理解出来ますから、金融泥棒制度の先に「損害保険金支払いを行ってもいて、こうして種々公開証明された意味も分かりますよね。自賠責、任意自動車保険詐欺と構図は同種ですよ、法曹三者、警察、マスコミ、行政と結託して、不都合な人間を冤罪に落とし損保犯罪制度等を守っている事実との同一性も十分理解していますでしょう」どんなに巨大な権力がくるになり、組織テロ犯罪を行っても、犯罪は露見しますよ、正業に向かって業務改善して下さい、法曹権力と結託して、冤罪を成功させる人権犯罪も止めるべきです。

6、東京海上日動、損保ジャパン、三井住友は「今後も除雪、土木請負工事事故で、偽装交通事故で警察、司法と連携し、処理し、自賠責、任意自動車保険詐欺を行い続ける方針のようです、貴重な事実ですから伝達します”是非多数で利用すべき国策自動車保険詐欺ですから、司法、行政から利用し続けている、脱法制度ですから多くの国民も利用すべきですよね”」

平成25年7月4日

高橋はるみ北海道知事

行政相談センター（記載部署他に配布願います）

国保運営グループ、病院管理室、医師確保、

生活保護、総務部、知事秘書室、市町村課山来田課長

FAX 011-241-8181

上田文雄札幌市長（戸籍住民課、辰野課長）

TEL 011-211-2296

FAX 011-218-5191

那須塩原市役所、戸籍住民課、鈴木課長

TEL 0287-62-7131

FAX 0287-62-7222

札幌高等検察庁検事正

FAX 011-222-7357

損保犯罪被害者の会

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) HAハウスリメイク 山本弘明 

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504

栃木県那須塩原市鍋掛1087-817

石川 博 

TEL, FAX 0287-64-1322

@以前から道庁他関係部署にも伝達し続けて来た警察、行政、司法ぐるみ、国民の預金闇窃盗制度、及び司法遺産窃盗制度の実態ですが、今回、遺産窃盗金融制度で、死者の住基カードを身分証に悪用し死人の預金を根こそぎ盗んで居る手口が証明されました。診療記録偽造司法制度に追随している行政犯罪と、根本は同じです

1、上記各部署他に、以前から伝え続けて来た遺産窃盗警察、司法、行政犯罪制度ですが、今回、とちぎの農協からこの司法犯罪制度を成功させる武器として、死人の住基カードを、泥棒と司法権力が死人が自分の預金を、死後金融機関を来訪し引き出した証拠に使って通している事実、証拠を提出して下さいました。別紙、遺産窃盗実例関係書類をご覧下さい。

2、この司法、警察犯罪、金融庁、財務省、国税ぐるみ犯罪の手口で、不明点として残っていたのが「死人が金融機関、保険事業者を、死後來訪し自分が預けた金融資産を、窓口で解約、引き出したと偽って通している身分証明が何なのか、

でしたが、今回、JAから遺産窃盗証拠一式を提供頂き、住基カードを悪用し、通している事実が証明されました。恐らく死人の運転免許証等も、同様に悪用されているでしょうね」

JAが提供した遺産窃盗証拠を用いた犯罪は、栃木県警、藤田益弘司法書士、法曹三者、財務省、国税が関与し、後に関与して、適法犯罪と公認しています。

3、死人が出て、相続権者が複数居た場合「司法書士、弁護士を委任すれば、基本的に死人の所有財産全てを盗んで通されています、もっと確実な手口は、別紙公正証書遺言状のように”〇〇に不動産全部を相続させる”と書いて、公正証書を作成すれば、預金、動産、不動産全てを闇で盗んで、警察、法曹権力、行政が、適正な遺産相続で無税処理となる”と通している、闇制度です」

この手口の常態化は、札幌大通り公証役場、北澤元裁判官公証人、中公証役場、小川元検事公証人も認めています、法的合法根拠はゼロですが、司法が決めた制度だと答えています。

4、この遺産窃盗犯罪に、住基カードが悪用されている事実の証明に対し、道庁市町村課は

「住基カードをこうして、他者が当事者に成り代わって使用しても、犯罪なのか、違法なのかを確定させる根拠法律は一切無い、民事、ないし刑事訴訟法によって、裁判官が合法、違法を決めるだけである、どうやって刑事、民事事件とするか、の根拠法律も無い」と答えています。

当然虚言ですが、身分詐称、詐欺、ないし窃盗罪ですから、確実に犯罪ですが、警察、法曹三者、国、地方機関が実際にこの犯罪を行わせ通しているのですから、適法となるのでしょうか。

第三者行為傷害被害者の診療記録を、司法犯罪診断を受け入れ、一般傷病へと偽造切り替えし健康保険、障害者年金、生活保護費詐欺を重ねている行政、医療従事者、保険者の犯罪と同じ構図です。

5、こうした住基カードの使用方法も、実務として適法化されているのですから「当方も、住基カードを作成し、カード当事者の預金通帳と印鑑を、他者に渡して、実際に住基カードを身分証として、有印私文書偽造、行使手法を行い、預金を正しく引き出して見ます」

とちぎん、ゆうちょ銀行、JA、北洋銀行が、われわれの権利に属する預金を、実際に有印私文書偽造、行使を持ち盗んでいますので、正しくこの預金引き出しが通せるでしょう。

平成 21 年 第 26 号

公正証書

宇都宮地方法務局所属

大田原公証役場

公証人 鳥飼俊夫

〒324-0041

栃木県大田原市本町1丁目2714

電話 0287 (23) 0666

FAX 0287 (23) 5208

平成21年第 26 号

遺言公正証書

本公証人は、遺言者石川絹枝の囑託により証人2人の立会いのもとに遺言者の口述した遺言の趣旨を筆記してこの証書を作成する。

遺言の本旨

第1条 遺言者は、遺言者の有する不動産の全部を、遺言者の長男石川皖一（昭和22年11月20日生）に相続させる。

第2条 遺言者は、この遺言の遺言執行者として前記石川皖一を指定する。

平成25年7月5日

新藤義孝総務大臣

住民制度課、羽根担当

TEL 03-5253-5111 (26-62)

FAX 03-5253-5592

高橋はるみ北海道知事 (道政相談センター、昨日の部署に渡して下さい)

FAX 011-241-8181

上田文雄札幌市長 (戸籍住民課、辰野課長)

TEL 011-211-2296

FAX 011-218-5191

那須塩原市役所、鈴木戸籍住民課課長

TEL 0287-62-7131

FAX 0287-62-7222

竹崎最高裁長官


FAX 03-3264-5691

札幌高検検事正

FAX 011-222-7357


損保犯罪被害者の会

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) HAハウスリメイク 山本弘明 

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504

那須塩原市鍋掛1087-817 石川博 

TEL, FAX 0287-64-1322

@住基カードは、当事者が死去後、どれだけの期間当事者に成り代わった他者が、当事者として使用出来るか、法的根拠でも司法、警察、行政による法を適用させない制度で決まっているか、答えを文書で下さい

1、詭弁は不要なので、住基カードを、当事者死去後、どれだけの期間、別人がこのカードを使用し当事者そのものになり、適法で通せるのか、最高裁、東京高検、法務省、警察庁も知悉し公認している他者の預金、保険積立金窃盗制度、預金者の住基カードで当事者に成り代わり有印私文書偽造、行使を行って、当事者による正しい預金、保険引き出し行為と国家権力が認定し通せている制度での適法な成り代わりが果たせる国家発行身分証明ですから。

住基カードは、当事者死去後、どれだけの期間、別人が使用して当事者による使用で適法に通るか、この制度を作り実施して、適法に通している貴殿らが答えるのは当然でしょう。

有印私文書偽造、行使手法を用いての他者の預金、保険積立金窃盗制度自体、国、地方自治体、法曹権力が常態化させて、他者の金融資産を入手し放題で通しているのですし、この正しい金融窃盗制度で住基カードを他者が使用すれば、当事者が金融機関、保険事業者を来訪し自分が預けた金融資産を自分で引き出したと正しく認められる制度と、はっきりしたのです。

住基カードは、当事者死去後、どれだけの期間、別人が使用して当事者による使用で適法とされるか、答えて下さい、私達二人も、実際に国策金融窃盗制度被害を受けた身です、詭弁での逃げは通じません。

2、予断ですが、石川絹枝の遺産窃盗事件では、絹江、高橋昭雄、那須塩原市市道を区分けする境界石を、絹江長男側で故意に引き抜きました。

この問題でも石川は、警察、司法に訴えたのですが、栃木県警、宇都宮地裁大田原支部、東京高裁、最高裁が”境界石は引き抜いて適法、土地の境界、土地の形状、各辺の寸法、面積全て不明とさせて適法である”とした判決も出ています。

この警察、司法決定により、かつてこの引き抜かれた境界石も入れた、土地家屋調査士に、改めて境界を画定させ、境界石をいれ、地籍図を作成し、登記する業務を委任しましたが、当然受任は不可能と答えが返っています。二度とこの法律行為は行えなくなりました。

「ですから、石川は、絹枝の遺産相続権者として、那須塩原市道路課に、境界が不明で適法なのだから、市道も半分は私に譲渡して欲しいと、司法様の確定判決を添えて協議しています」

3、貴殿らによると、全ての法律行為は、司法が確定させる、との事です。土地の所有部分確定と言う法律行為も、このように、司法、警察によって破壊されましたし、複数の裁判では、何の相続権確定も出来なかったのも、遺産相続処理終了とはなっていません。

日本の裁判官は、法律規定による、正しい遺産相続裁判自体、した事が無いので、そんな法律による確定は知らない、と、東京高裁裁判官が、逆切れして答えていましたので、結局当事者同士で、遺産相続処理を言い続けています。

4、参考までに記載しますと、法曹権力が知らなかった、遺産相続手続きとは、主にこれ等です。

(1)遺産を、全て金銭換算して確定させる、動産は古物商に金銭換算して貰う、不動産は、固定資産税評価額か、市場価格を参考にして、金額確定させる。

(2)借地権は、上記価格の半額を金銭価値とする。

(3) 金融資産は、現金、有価証券、預金、保険積立金を調べ、金額を確定させる。

(4) こうして、被相続権者の所有財産を、金銭に置き換えて、分母を確定させ、相続権者の相続分を、金銭で決める。

(5) 複数相続権者が居た場合、一人に遺産全てを相続させる、と遺言しても、最高で半分までしか、一人が相続する事が出来ない。

(6) 遺留分減殺請求手続きを正しく取って置くと、この手続きを強制的に失効させる事は出来ない。石川博はこの手続きを正しく取っていたが、長男石川院一、栃木県警、地裁、高裁、最高裁は、この法的手続き自体、ほぼ知らなかったので、遺留分減殺請求手続き問題も、一切何も判決に盛り込めませんでした。

(7) 被相続人の所有する不動産の名義を、強引に相続遺留分を超えて、一人に名義書き換えさせる制度を、司法、法務省が行っているが、遺留分減殺請求手続きを取って置けば、名義書き換えに成功した相続人が、不動産全てを、遺留分を超えて入手は出来ない。

(8) 不動産名義を書き換えて入手しても” 絹江所有土地のように、境界石無し（一個入っていた境界石も、上記のように引き抜かれた）地籍図無し、土地の正しい形状不明、境界、土地の形状、実際の面積不明では” 売却も、建て替えも永遠に不可能、まして、こうした法律行為を不要が適法判決まで存在したのでは、永遠に売却、使用は不可能です。

5、こうした内容が、遺産相続裁判の判決、結果です。

「貴殿らの主張する、憲法、法律判断は、全て裁判で決まる以外無い、の結果です」

だから、当事者同士で、遺産相続協議しない限り、永遠に相続問題は終わらないのですよ。

平成25年7月7日

新藤義孝総務大臣

住民制度課、羽根担当

TEL 03-5253-5111 (26-62)

FAX 03-5253-5592

高橋はるみ北海道知事 (道政相談センター、先日の関係部署に渡して下さい)

FAX 011-241-8181

上田文雄札幌市長 (戸籍住民課、辰野課長)

TEL 011-211-2296

FAX 011-218-5191

那須塩原市役所 (鈴木戸籍住民課課長)

TEL 0287-62-7131

FAX 0287-62-7222

竹崎最高裁長官

FAX 03-3264-5691

札幌高検検事正

FAX 011-222-7357

損保犯罪被害者の会

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) HAハウスリメイク 山本弘明

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504

栃木県那須塩原市鍋掛1087-817 石川博

TEL, FAX 0287-64-1322

@住基カードは、カード当事者が死去し戸籍に死亡事実が記載後も、他者が使用して、当人による適法使用となると絹江の遺産窃盗事件経緯で知りました。この適法手続きがどう言う法の根拠が有るかも文書で答えて下さい

1、平成22年4月15日午前3時31分、石川絹枝は死去し、同日、長男石川皖一によって、絹枝の死亡届が戸籍住民課に出されています。先日送った戸籍謄本記載により証明されている事実です「絹枝の住基カードの石川皖一妻孝子による使用は、この死亡届提出後に行われています」

2、絹枝の住基カードは、同日別家屋居住の石川皖一夫婦により、絹枝の預金通帳、保険証券、印鑑、現金、動産、不動産権利書と一緒に根こそぎ盗まれ、絹枝の住基カード、預金通帳、保険証券、印鑑は、孝子が次の手法による使用を行いました。

3、藤田益弘司法書士が仕切り役となり、絹枝の金融資産預け先のゆうちょ、とちぎん、JA、あいおいニッセイ同和損保に電話をし「、司法書士案件で、絹枝長男嫁孝子が絹枝の金融資産を引き出しに行く」と通告して、孝子が絹枝に成り代わり15、16日、それ以後の日にも絹枝の住基本カードを提示して、絹枝に成り代わり、金融機関、保険会社側は”司法書士案件に付き、絹枝による自分の金融資産引き出しと虚偽認定して”孝子が絹枝の氏名、押印を記載した解約、引き出し書類を絹江による書類作成、使用とし、金融資産を孝子に盗ませています。

4、こうした、公文書も含めた証拠書類により証明済みの事実を持ち、次の事項に付いても公文書による回答を求めます「栃木県警、法曹三者が公式に認めて通している、住基カードの適法使用です」

(1) 戸籍に、当事者の死亡が記載された後も、死人の顔写真が付いた住基カードを、別人が当事者に成り代わられて使用し、当事者による、適法使用と出来ている法的根拠を答えて下さい。

(2) 住基カードは、当事者死去により、戸籍に死亡事実が記載後も、別人が使用して、当事者による適法使用となる期間は何時まででしょうか、答えて下さい。

(3) 住基カードは、当事者死去後、行政はどう扱っているのでしょうか、当事者死去により、公式手続き、告示による効力失効手続きは無し、カードの公式破棄、回収もせずの根拠も答えて下さい。

5、この事案は、警察庁、栃木県警、最高裁、東京高検、法務省、財務、金融省、国税も共犯となっている日本中で実際に、国の闇で行われて通せている国策事案です。「この国策犯罪を受け入れず、法を通そうとした角で、国会証拠シリーズ2「刑事裁判無しで前科者」文書、公文書に有る通り、博妻は、前科一犯の犯罪者であるとの栃木県警発行公文書まで作られ、博夫婦を冤罪に落としに走られても居ます。そこまでして隠蔽しなければならない、国策犯罪制度なのですよ。 「なお、妻の前科一犯との公文書記載は、栃木県警監察からの公文書によれば”法律に無い、警察が闇で科してある前科”で、公式には出ない、出せない前科との事です、警察、法曹三者、法務省が、国策犯罪を受け入れ無い極悪な平民を前科者と扱い、こうした方法で冤罪粛清する武器に使っていると言う事でしょう、政治犯罪者でしょうね、分類では」

平成25年7月9日

新藤総務大臣（住民制度課、羽根担当）

FAX03-5253-5592

高橋はるみ北海道知事（道政相談センター、関係部署に渡して下さい、国際課企画グループ、黒田主査にも渡して下さい）

国際課企画グループ、黒田主査（21-211）

FAX011-232-4303

上田文雄札幌市長（戸籍住民課、辰野課長）

FAX011-218-5191

那須塩原市役所、鈴木戸籍住民課課長

FAX0287-62-7222

竹崎最高裁長官

FAX03-3264-5691

札幌高検検事正

FAX011-222-7357

損保犯罪被害者の会

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) HAハウスリメイク 山本弘明

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504

栃木県那須塩原市鍋掛1087-817 石川博

TEL, FAX0287-64-1322

1、遺産泥棒制度の手続き？はこうなっているとの事です。ゆうちょ、道銀、北洋、北陸、りそな、三菱UFJ、とちぎん、足利、JA等金融機関に確認済みです。

「財務省、財務局は”有印私文書偽造、行使で他者の預金を盗むのは、理由がそれぞれ有るからだ、理由がある窃盗なのだ”と答えて、預金窃盗の共犯事実を認めています。道庁、札幌市、東京都他自治体は”有印私文書偽造、行使で他者の預金を盗むのは、国税が行っているからだ、国税に習って、地方税、国保滞納者の預金を探して、金融機関職員意、有印私文書偽造、行使を行わせ、預金を差し出させている。役人が直接これをしていないのは、刑法犯罪者とされるからだ”と、犯意を認めています」

「国税は、死人の所有財産を盗めば泥棒に正しく所有権が移る、無税扱いで、正しく泥棒が正当化されるんだ、と強弁しています」

金融機関、保険会社には、こうした国策預金窃盗の書類がごろごろ存在している、との事です。

2、死人が出た、相続権者が複数居る、一人が遺産全部を盗んで通したい、そうだ、司法書士、弁護士を委任すれば、この犯罪相続？が果たせるぞ、で委任しますと、次の指示が出ます。

； 先ず被相続人の死亡届を出し、戸籍謄本を取り被相続人死亡を証明する。又、自分が相続権者の一人であるとの証明書、戸籍謄本を取る。

； 死人の預金通帳を根こそぎ盗み出し、顔写真が付いた公的機関が発行した身分証明を揃える、印鑑は偽物で良い、金融機関によっては、健康保険証でも良いようです。

； 死人がお金を預けている金融機関に出向いて、死亡届済み戸籍謄本と、自分が相続権者の一人と証明出来る戸籍謄本を、死人の預金通帳、顔写真が付いた身分証明と共に差し出す。

； 金融機関は、国家権力から指示を受けている、遺産泥棒の手続きと理解して、預金泥棒行為者に死人の署名、押印を偽造させた、引き出し、解約書類を書かせて死人の金融資産を盗ませる。

； 普通預金は一日50万円まで、別人がこの有印私文書偽造、行使犯罪で、他者の金融資産を盗める制度となっているので、50万円を超えた預金を盗む場合は、一日49～50万円ずつ、預金を盗み切るまで積極的に加担して盗ませ続ける。

； この犯罪が発覚しそうになれば、有印私文書偽造、行使、窃盗証拠書類、死人の顔写真付き身分証明の写しを隠匿、廃棄して証拠を無くするとお上に指示を受けているが、個人情報保護法の施行、浸透で、預金泥棒がばれてからだと破棄しにくくなっている。

； この国策犯罪は、被相続権者が”正しく死去している事実を戸籍謄本で証明しなければならない”まだ被相続人が生きていたら、別の預金泥棒手続きを取る、つまり、この預金泥棒手続きは、金融機関も確信犯罪だと言う事です。

3、今の日本の法律では、情報主体の求めに応じて情報所持者は情報主体に関する情報を開示しなければならない、となっているので、預金泥棒関係書類も発覚防止に破棄してなければ、情報開示請求を受けて情報主体に情報を出さねばならないのです。少し前までは、この預金泥棒証拠は、絶対に情報主体、権利者に出さず逃げていられたので、法曹三者、警察、金融、財務省、法務省が犯罪証拠の隠匿、破棄を指示、公認していますので、預金泥棒犯罪は、常に隠蔽して来

れたのです。

4、こう言う闇の仕組みの犯罪なので、この犯罪を行った犯人は刑法から適用されず常に逃がされます。那須塩原市役所、札幌市役所も「絶対にこの犯罪、住基カードを悪用しての、預金窃盗事件は告発もしません。金融機関と利用者間だけの問題で、行政には告発も含めて一切責任も、権利も無いです」と、統一して答えています。ですから、もっと万人が正しく、積極的に利用すべき制度なのです、司法書士、弁護士にみかじめを支払いさえすれば、この預金窃盗で正しく利を得られますよ」

5、運転免許証、パスポートも、住基カードと同じく当事者が死去しても戸籍住民課と連携を取って、死亡時点に遡って執行の手続きは、警察、外務省として、行って、行わせていません。ですから、死人が生き続けて、法律行為を行ったと、正しく別人が、死人に成り代わって通せます。

「戸籍住民課自体が、自分の部署で発行した住基カードを死亡届を受けてすら、故意に無効とする手続きを行っていません。国の上と司法、警察庁辺りが闇談合を行い作った、死人は生きている、が公式に通せる仕組みでしょうね、でなければこんな犯罪制度は作れませんから、死人が自分の預金を引き出した、合法的な預金引き出しである、としたのでしょうか」

6、預貯金は顧客の財産です、遺産相続の権利は、正しく法律規定でも認められた権利です。国家権力が私利私欲の為、犯罪を制度化して盗んで合憲、合法化が果たせる筈は無いのです。だから権力犯罪を闇で重ねて、正当な、適法な犯罪である、と偽装しているのですけれどね。国策犯罪を正当化するべく情報の作り変え、でっち上げ、大本営発表による、司法権力の神格化でしか通せなかった、中国、北朝鮮国家を見習った犯罪でしょう。

平成25年7月11日

新藤総務大臣（住民制度課、羽根担当）

FAX 03-5253-5592

高橋北海道知事（前回の部署に配布願います）

FAX 011-241-8181

上田札幌市長（辰野戸籍住民課長）

FAX 011-218-5191

那須塩原市役所、鈴木戸籍住民課長

FAX 0287-62-7222

竹崎最高裁長官

FAX 03-3264-5691

札幌高検検事正

FAX 011-222-7357

損保犯罪被害者の会

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) HAハウスリメイク 山本弘明

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504

那須塩原市鍋掛1087-817 石川博

TEL, FAX 0287-64-1322

@官民で公的機関が発行した証明書を”適法に、何の規制も無いから、カラーコピーを撮り使用して居る問題の、昨日の調査結果です”戸籍と連動させ、当事者死去により、発行元が失効とさせる事は不可能、との事ですが、年金事業は戸籍と連動させています、年金事業が違法行為者なのですか

1、北海道庁パスポートセンターの山口主査（TEL 011-219-3388）の答えです。

山口～～外務省は現在[パスポートは諸外国に向けて、日本国民である事を証明する証明書なので、国内で身分証明として使わないように]働き掛けています。

山口～～パスポートを、公的機関でも身分証明に使用していますが、パスポートを身分証明に使用出来る法的根拠は無いですから、官民で自由に身分証明として、コピーをとって使っても良い筈です。

山口～～パスポートは、住所は自分で記載するので、住所は国として、正しいと

は証明して居ません。

山本～～それじゃあ、パスポートを公的機関が発行した身分証明として使用する
場合、戸籍謄本、住民票の写しと合わせなければ、証明事項責任は果た
せないだろ、何故官民でインターネットにも、パスポートも公的機関発
行の身分証明と掲載しているのに、発行者として責任を果たさないんだ。

山口～～それは、使用している官民の問題で、外務省にはこうした使用を禁止す
る法的根拠も無いですし、どう使っても、違法にはならず、何も出来ま
せん。

山本～～外務省ですら当事者死亡によるパスポート失効手続きが出来ないのに、
他者が法的手続きを経て、失効、返納手続き行為代理者に選任もされて
居ないのに、何故返納、失効手続きを受けて行えるんだ、重大な違法行
為だろ、誰も返納も失効手続きも行えない筈だろ。

山口～～外務省の規定です、法的根拠は無いですが、規定で行えています、しか
し、外務省自身では、失効手続きは出来ないんです。

2、北海道警察本部、運転免許試験課、佐々木警察官（TEL 011-251-
0110）

佐々木～～運転免許証を、公式な身分証明に使える法律規定は無いが、使っては
ならない、との法律規定も無いから、官民で公式な身分証明に使って
も、一切違法にはならない。

佐々木～～運転免許証の失効は、当事者が死亡しても、戸籍住民課と連動させて
ないから、失効手続きを、警察は一切行わない。時々、法的根拠は無
いが、身内とかが死亡による返納や、失効の手続きに来るが、この手
続きに、一切法的根拠、合法となる根拠は無い。しかし違法性は一切
無い、警察が当事者死亡により、運転免許失効とする手続きは、一切
行えないんだ、だから、誰も届出しなければ、切り替え期限までこの
免許は、正しく生き続けるんだ。

佐々木～～運転免許証を、カラーコピーしても、公的身分証明の変造にもならな
い、何の違法にもならないから、官民でカラーコピーを、身分を証明

するのに撮って使って良い、運転免許を身分証明等、多目的に使用して違法となる法律は、一切無い。

山本～～法曹三者がしのぎとしている、他者の預金窃盗制度では、金融機関でコピーして有る顧客の運転免許のコピーを、再度使い、金融機関の職員が、顧客の預金を盗むともしている。

だから、行員による顧客の預金窃盗事件が発覚すれば、司法、警察、行政が命じて、こうした証拠書類一式を破棄させて、自白だけで刑法犯罪者にしている。運転免許、パスポート、住基カード、障害者手帳等のコピーを悪用していると発覚するのも拙いからだ。警察は、こうした犯罪に、繰り返し使われる、運転免許の無差別カラーコピー使用を公認してるんだな、良く分かった。

3、札幌市東区役所、福祉援護係、池田係長

池田～～確かに、障害者手帳も、戸籍住民課他で、公的機関が発行した身分証明書として、公式に使われています、法の根拠は無いですが使われています。

山本～～、顔写真が付いていない身分証明書が障害者手帳しか無い場合、官民で、障害者手帳を出せ、と要求して、コピーも撮っている、憲法第11条、基本的人権の重大な侵害だろう、どんな憲法、法律根拠で、自分がどう言う障害者なのか、不特定多数の、見知らぬ官民の人間に公開させられなければならないのか、答えろ、周り中に、あいつはこう言う障害者だ、と言い触らされても、どうにも出来ないのだぞ、重大な人権侵害犯罪だろう。

佐々木～～言われるとそうですね、勉強不足で申し訳有りませんでした、時間を頂きたい、調べて答えますので。

札幌市戸籍住民課、東原田、北黒澤、西木村係長、小樽市渡辺係長、那須塩原市役所、戸山係長～～～確かに、案内をインターネットにも掲載して、パスポート、運転免許証、住基カード、障害者手帳を、コピーも取って、身分確認に使用しています、合法根拠は無いですが、確かに市役所はこうした身分証明を使っています、行為者責任ですか、法的根拠の無い、運転免許証、パスポート、住基カード、障害者手帳の公式身分証明使用行為者としての、ですか。

行為者にしか責任は無い、のが、運転免許証、パスポート、住基カード、障害者手帳を身分証明書として、強制的に差し出させ、カラーコピーまで撮って、再利用も公認されている、こうした、公的身分証明の強制提出要求の結果の使用です。

行政機関も、法的根拠ゼロである、顔写真付公的機関発行証明書の使用行為者責任を、正しく取りますよね「官民で、こうした顔写真付証明書を、強制的に差し出させ、カラーコピーを撮り、一切悪用防止策を、故意に講じないし、犯罪に用いても、一切誰も責任を負わず通しているのです、万民が同じ行為を行って適法で通すべきです、何しろ、法曹三者、警察からして、積極的にこの適法制度を活用しているのですから」

4、なお、那須塩原市役所戸籍住民課は「石川絹江さんの住基カードは、現在も生きている、何処に存在していて、どう扱われているかも、一切知りません」と答えています。

「公的身分証明書上で、石川絹江さんは、こうして公式にも生き続けています」

当然、絹江さんの住基カードは、公式に「死後の本人による使用事実を、適法と認められている」のだから、今後も絹江さんとして、誰でもがこのカードを用いて絹江さんとなり、適法に、国から認められた事実にもより、法律行為を行い続けられます。

「住基カード、運転免許証、パスポート、障害者手帳は、当事者死去後も、正しく当事者の身分証明として使え、犯罪に使っても、一切発行者、使用者に責任は発生しない物です」

5、運転免許証、パスポート、住基カード、障害者手帳等を、当事者死去により、他者が「法的根拠無しで”発行した公的機関すら、当事者死去による効力執行手続きを行えない”」のに、効力執行手続きを、裁判を経て行える代理人資格も無しで行う、これを受けて、非合法的効力執行手続きを行っている当事者双方を、厳重に処断すべきです」